

●香川県告示第114号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和6年5月24日

香川県知事 池田豊人

廃止年月日	名 称	所 在 地
令和6年2月29日	イオン薬局坂出店	坂出市京町一丁目4番18号
令和6年3月30日	有限会社辻上薬局 城北調剤薬局	丸亀市風袋町173番地
令和6年3月31日	宮武歯科医院	丸亀市三条町90番地2
令和6年4月30日	ながいこどもクリニック	丸亀市金倉町1440番地8